

(12) 条銅 棹銅に同じ。棒状にした銅。

(13) 山 校訂本にはないが類例により補った。

(14) 該 校訂本にはないが類例により補った。

(15) 諭信 乾隆七年の司養贍大使。

(16) 海參・鮑魚 海參は干しなまこ。鮑魚は干しあわび。「鮫魚」ともいう。

(17) 紅菜・鱒魚 紅菜は紅藻。海藻の一種。鱒魚はいかの一種。

(18) 海帶 昆布のこと。海帶菜ともいう。この頃の大坂市場で流通していたのは北海道日高地方産の三石昆布（真昆布）、道光以前に琉球で取引された昆布もこの三石昆布と推定される（大石圭一『昆布の道』九九頁～一一一頁）。

2-25-09

国王尚敬の、中国の難民徐惟懷等を護送するため都通事阮為標等に付した執照（乾隆七《一七四二》、三、七）

琉球国中山王尚（敬）、飄風の難人を解送し、以て部文内の奉旨の事理に遵う事の為にす。

切照するに、乾隆六年十二月初八日、江南蘇州府呉県の商船一隻、敝国轄属の大島地方に漂至す。彼の地方官、其の船を驗視するに、損痛して発漏し、修理して堅固ならしむるに非ざれば、則ち風濤の大海、再た渉ること能わず。但だ大島には桐油・黄麻等の物無く、実に修理し難きに因りて修理する事の為に官に委して

押送し、中山に転到するの時、風又不順にして葉壁山に漂至し、礁に衝りて已に破らる。葉壁山地方官、急ぎ土民を發して人名を救活し、及び貨物を撈収し、海船二隻に分載して押送し山北運天港に転至す。即ち館に發りて安挿し、官に委して例に照らして養贍し、日に按じて廩餼等の項を給与す。

茲に査するに、康熙二十三年八月内の礼部の咨に称すらく、今、海禁已に開けば、各省の人民、海上に貿易行走する者甚だ多し。応に浜海の外国王等に移文し、各々該管地方に飭し、凡そ船隻の漂至する者有れば収養して解送せしむべし、等の因あり。欽遵して案に在り。随いで難人徐惟懷等共に五十三名、併びに帶せる所の貨物等の件を將て、特に都通事阮為標等を遣わし、船一隻に駕し、梢役共に五十二員名を率領し、咨文を齎捧して福建等処承宣布政使司に解送す。煩為わくは施行せられよ。

但だ差去せる員役は、若し文憑無ければ、誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に理として合に執照を給發し、以て通行に便ならしむべし。今、王府、礼字第四十号の半印勅合執照を給し、都通事阮為標等に附し收執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して遲悞するを得る母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開す、難商名数

徐惟懷 駱西菴 程万元

沈帝書	顧振廷	顧兼三
許建玉	鄭覃山	倪自天
胡耀明	沈瑞三	黃四官
張三官	陸華官	王分官
徐四官	陳福官	蔡五官
胡三官	周十官	陶福官
顧喜官	徐聖官	金寿官
嚴其官	曹二官	劉漢文
張聖嘉	郁六官	余昆官
鄭啓禎	黃二官	顧德順
范三官	榮元癸	雷方原
王斗元	朱仲昭	陸賢康
張啓龍	陳寿官	曹志義
鄭允理	鄭修進	徐助官
林家金	王四元	張明元
嚴伯函	陳啓裕	徐君兆
劉良鄉	余癸官	
護送都通事一員	阮為標	人伴四名
司養贍大使一員	諭信	人伴四名
管船夥長・直庫二名	金節	司得功
水梢共に四十名		

右の執照は都通事阮為標等に附し、此れを准す

乾隆七年（一七四二）三月初七日 給す

注（一）山 校訂本にはないが類例により補った。

（二）該 校訂本にはないが類例により補った。

2-25-10

国王尚敬の、乾隆七年の進貢の表

（乾隆七《一七四二》、十一、十三）

琉球国中山王臣尚敬、誠惶誠恐、稽首頓首して謹みて表を奉り
言を上る。

伏して以うに、皇仁は広く八埏を被い、悉く王会の凶に帰し、
帝沢は旁く四海に流れ、尽く史臣の冊を播む。規模を旧制に煥や
かせ、諸水朝宗し、体統を藩疆に隆んにし、衆星拱北す。歛び
は宇宙に騰り、慶びは臣民に洽し。

恭しく惟うに、皇帝陛下、徳は天縦に臻り、治は時中に協う。

化は既に禹湯より懋んにし、猶お勸慮もて勤め、道は益々文武を
隆んにし、更に宸衷もて廬む。率土、尊親せざる莫く、梯航後る
るを恐れ、普天、咸神聖を称し、贅雠先を争う。

臣敬、世々波区に処し、代々貢職を供す。夙に覆載の徳を荷く
し、敢えて培造の恩を忘れんや。茲に貢献の期に遵い、薄か輸將